



事務所だより

Vol.38

SUMMER
2014

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番6号センチュリー西天満ビル9階

編集・発行：山口健一法律事務所 TEL 06-6361-3234 FAX 06-6361-0096 E-mail office @ yamaguchi-law.jp

URL <http://yamaguchi-law.jp/>

(2014年7月30日発行)



ブラジル イグアスの滝 (撮影者 藤原敏博)

二〇一四年 盛夏

弁護士 山口健一
弁護士 東尚吾
弁護士 藤原智絵
弁護士 枝川直美

事務所 一同

暑中お見舞い申し上げます

「日本は、これから戦争をする国になるんだ。」

70回目の終戦記念日を期して、昨今の集団的自衛権の議論に、思わずそう思ってしまう。

戦後70年、日本は一度も戦争に参加せず、もちろん一人の戦死者も出していません。日本の過去の戦争を、当時の為政者は、すべて「自衛のための戦争」と説明してきました。

第2次世界大戦で多くの人々の命や財産が失われました。

最後は沖縄が戦場となり、広島、長崎に原爆が投下されて多くの市民が亡くなり戦争は終わりました。その時私たちは、もう二度と戦争をする国にはならないと誓いました。

憲法前文は「…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こる事のないやうにすることを決意し…」日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と宣言します。夫や子供、孫を絶対に戦場に送らない。そんな誓いをあたりにしたこの夏です。

【日本国憲法第9条】

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

残業代がゼロ？

新しい労働時間制度の危険性

弁護士 山口 健一

今政府は、何時間働いても残業代を一切支払わなくてもいい制度を作ろうとしています。

賃金を時間で決めるのではなく、成果によって支払おうとするものです。この制度では、使用者が労働者に対し一定の仕事のノルマを与え、その達成度によって賃金が支払われます。成果が上がれば残業の必要はないし、かえって労働時間の短縮につながるから、使用者にも労働者にも好都合の制度だということです。

大きな落とし穴

しかし、これには大きな落とし穴があります。時間内に成果が達成できれば、その目標はどんどん引き上

げられるのは目に見えています。その結果、引き上げられた目標を達成するためには、際限のない労働を強いられるようになるのは明らかです。もしこのような労働時間制度が立法化されれば、長時間労働を抑制する法律上の歯止めがなくなり、使用者は労働者に対して、一日8時間を超えて、また週40時間を超えて際限のない長時間の命じることができることとなります。

この制度が適用されるのは、「職務が明確で高い能力を有する労働者で、少なくとも年収1000万円以上の労働者」とされています。

しかし、この基準はあまりにも抽象的で、拡大されることは目に見えており、現に日本経団連からは、基準の緩和と400万円までの基準の引き下げが提案されています。

「8時間」は上限

労働時間を規制し、決められた時間以上の労働に対しては、割増賃金を支払うというのは、19世紀からの労働者の血のじむ長い闘いによって勝ち取られたものでした。

それまでは、時間制限がなく、労働者は際限のない労働を強いられ、奴隷のように働かせられた歴史があります。その反省の上に立ち、世界各国で労働時間に対する規制が法律で定められました。

一日8時間、週40時間という現在の規制は、使用者は原則として労働者をこれ以上働かせてはいけないという基準を定めたものです。これ以上働かせせる場合は、割増賃金を支払わなければならないし、支払わなければ刑罰に処せられることになっています。

一日の労働時間が8時間に規制されるのは、使用者がこれ以上労働者を拘束してはならない上限なのです。人間が人間らしく生きていくためには、家事、育児、家族との関わり、社会との関わり、趣味などに費



やす時間が必要で、これがあつて初めて、働く意欲も生まれ、健康で豊かな生活が送れるのです。

労働時間規制の撤廃などあり得ない

日本では、若者を過酷な労働で使いつぶす「ブラック企業」が問題になっています。これらの企業の中には、新入社員を将来の管理職だといって残業代を支払わず、長時間労働を強いている企業もあります。

現に、日本の過労死・過労自殺の労災件数は2年連続で増加し、長時間労働や職場のストレスなどによるうつ病などの精神疾患の労災件数も過去最高になっています。

この実態を早急になくするためには、労働時間規制の撤廃などそもそもあり得ない考え方なのです。

日本が少子、高齢化に急速に進んでいくなかで、若い世代が社会の中で、生き甲斐を持ち、豊かな余裕のある生活を通じて未来を担う子育てをする、そんな社会が求められている中で、今回の動きは、決して見逃してはならないのです。

国籍や言葉の違いを乗り越えて

弁護士 東 尚吾

1. Xさんの話

依頼者のXさんは、ある外国籍の方で、日本人の夫と結婚し、来日しました。来日前の夫はXさんに優しく、Xさんやその家族のためにも幸せを約束し、母国でも盛大に結婚式を挙げました。しかし、来日後、夫の態度は豹変しました。夫は、Xさんに、夜の仕事をするように強制し、Xさんが昼の仕事をしたいといえ夫は大声で怒鳴るという状態でした。Xさんは日本にいる数少ない友人に相談しました。しかし、相談していることを知った夫は、Xさんを責め怒鳴りました。Xさんの携帯電話も破壊し、Xさんは恐怖のあまり、家を飛び出しました。その後、Xさんは夫が勝手に離婚届を提出していることを知りました。Xさんは、どうしたらいいかわからないでいたところ、突然、入国管理センターに強制収容されました。

私のもとに相談があったのは、強制収容されたのちのことでした。

2. 裁判での悪戦苦闘

夫の行いは、まるで人身売買と疑わざるを得ないほど、自己中心的で許したいものでした。日本語を十分に理解しないXさんを思いのまま、行動させようという意図が見え隠れしていました。

一方で、私と、Xさんと意思疎通は容易ではありませんでした。会えるのは、入国管理センター内での面会のみ。以上の経過を聞き取るにも一苦労。通訳人が同行しますが、通訳の場合、話を聞くにも時間が倍かかります。何度も話をして、試行錯誤で担当業務が始まりました。

その後、夫相手に離婚無効の裁判を提起しました。

しかし、その裁判での夫の主張は、Xさんの説明と180度異なるもので、真っ向から対立し、長期化しま

した。途中、和解の話も出ましたが、お互いの提示にあまりに開きがあり決裂。いよいよ、尋問手続を進めていくこととなりました。

一方で、入国管理局には、収容からの仮の解放（仮放免といいます）を求めて、入国管理局とも交渉し、夫相手の裁判継続中に、仮放免が認められ、ようやく外での打合せが可能となりました。

3. 勝訴的和解

互いの主張が真っ向から対立し、尋問では、Xさんの説明と、夫の説明のどちらが信用できるか、が争点でした。

日本人の夫と、外国籍のXさんとの、言葉の壁はやはり大きなもので、不安はありました。そこで、私は、尋問に向けてXさんとは通訳人の協力を得て打ち合わせを重ね、改めて事実関係を整理し、彼女は、それに応えて、一生懸命準備を重ねました。

そして、いよいよ本番。彼女は尋問で、かなり緊張していました。しかし、自分の認識に違うことなく、説明を一貫して貫き、きちんと説明することができました。他方で、夫

は、尋問での説明は二転三転。私の反対尋問にも絶句するなど、答えに窮する場面も多く出現したのです。

尋問が終わったのち、裁判所は、夫の説明は信用できないと断じました。そして、夫側に、かつて私たちが提示していた内容での決着を求め、最終的に、夫はその提示をのみ、Xさんが最も望む解決となりました。

4. 最後に

外国人の方の場合、日本人と比べても日本の法律や制度がわからない、相談のアクセスがないなど、トラブルに巻き込まれていても相談できず泣き寝入りしてしまう場合が、相当多くあるのではないかと感じています。

国籍や言葉の壁を乗り越え、納得いく解決へと導くためには、日本人の方の事件とは違ったまた別の大変さがあります。しかし、法的救済の必要性があることは日本人と同じです。外国人事件特有の大変さを乗り越え、弁護士として適切に処理ができるか、弁護士の力量が問われる場面だと思っています。

破産会社の物件を買うとき

「スポット清算人の経験から」

弁護士 藤原智絵

1. こんな時のスポット清算人

ある夏の日、〇×商事の社長は支店を出すための買物件を探していました。

社長「おお、駅近でいい物件があるぞ。でもこの物件のビルは、3年前に破産したA社の持ちビルだな。どうしてA社所有のままに残っているんだろう。いったい誰が売ってくれるんだろう？」

破産会社の所有物件が、破産手続終了後もそのまま残っていることがあります。破産手続中に売却して金銭に変えることが難しく、処理がされなかったためです（これを破産財団から放棄された物件といいます）。この場合、A社の元社長が会社を代表して不動産を売ることができません。そこで登場するのが、裁判所の選任する「清算人」です。

通常、清算人は会社を整理する役割です。しかし、今回のケースのように単発の取引で会社を代表する者

がいない場合にも、清算人は使われます。これを、俗に「スポット清算人」と呼んでいます。スポット清算人は、物件の買い取り予定者などが、裁判所に申し立てをすることで選ばれます。

2. 選任申立までに必要な準備とは？

社長「なるほど、スポット清算人に売ってもらえばいいんだな。ただ、この物件にはB銀行とC銀行の抵当権がついているな。抵当権ははずしてもらおう交渉は誰がするんだろう？」

選任申立を行う人は、事前に、抵当権者との間で、一定の金銭（配分金）を支払うことで抵当権を抹消してもらおうよう交渉をします。その調整をした上で、スポット清算人の選任を申立てる必要があるのです。

スポット清算人は、就任後、この事前合意をもとに売買契約締結に必要な活動をします。そして、最終的

に受け取った売買代金から抵当権者への配分金を支払い、抵当権の抹消をしてもらって、買主に登記を移転します。

3. 前所有者から引き継ぐ義務ってあるの？

社長「B銀行とC銀行とは調整がついた。ただ、A社は以前にビルの管理組合費を滞納していたと聞いたな。滞納している分は誰が支払うのだろうか？」

ビルの一室（区分所有建物）の前所有者が滞納した管理組合費は、法律上、新所有者に引き継がれます（区分所有法8条）。そのため、〇×商事がこの物件を購入すれば、A社の滞納した管理組合費を支払わなければなりません。

区分所有建物を購入する際には、思わぬ負担を抱えないよう注意する必要があります。

4. 固定資産税は誰が払うの？

社長「決済の段取りも整った。ところで、物件購入日で日割り計算した今年の固定資産税は、誰が払うことになるんだろう？」



固定資産税は、毎年1月1日に物件の所有者であった者に課されます。そのため、今回はA社が納税者ということになります。しかし、A社には実際に納税できる代表者がいません。そこで、スポット清算人が固定資産税を納付する義務を負うこととなります。具体的には、日割り計算をした買主（〇×商事）負担分の固定資産税を、清算人の名で役所に納めることとなります。

5. さいに

私はこの間、連続して3件の売買契約でスポット清算人を務めました。契約成立まで課題は事案ごとに様々でしたが、清算人の活動が新たな商機を生むことも実感しました。みなさまがこのようなケースでお困りの場合は、ぜひご相談ください。

職場復帰しました



弁護士 枝川直美

前回の事務所ニュースでお伝えしていた通り、昨年の12月から出産のためにお休みをいただいております。本年1月21日に長女を出産し、長女が3ヵ月になった4月21日から職場に復帰しました。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。今回は、出産を経て、職場復帰した今を綴ってみたいと思います。

1. 出産前の情報収集

「ワーク・ライフ・バランスの試み」

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を、耳にしたことがある方も多いと思います。

子育てや介護を理由に仕事を辞める人が後を絶たないという状況が続くなか、その打開策として、仕事と生活を調和させていこうという考え方です。

私も、弁護士となり、出産するまでは、遅くまで仕事することに抵抗はありませんでした。しかし、出産し、早く帰らなければならない状況になり、いかに仕事と生活のバランスをとるかということが、今の私の大きなテーマになっています。

この原稿を執筆している段階では、まだ職場復帰して約2ヵ月しか経っておらず、仕事と生活のバランスを图ろうと努力している段階であり、私のなかで何か答えが見つからないわけではありません。

ただ、今の時点で、強く感じていることは、出産前に、子育てをしている先輩から、復職後の働き方など

についてお話を聞いておいたことは、とても役に立ったなあということとです。

大阪弁護士会では、男女共同参画推進本部が中心になって、先輩弁護士が、子育てで悩んだこと、困ったことを後輩のために伝える機会を設けてくださっており、それが大変役に立っています。こういった情報交換会は、企業でも実践されているようです。

私は、そのような情報を得て、ある程度、子育てをしながら働くということのイメージを持つことができました。

2. 出産後の働き方

復帰前の慣らし保育の時点で、体調を崩したこともあり、最初は、週3回の勤務から復帰し、現在は、週4回程度勤務しています。

娘の予防接種や定期健診などもあるため、このように柔軟な形で働かせてもらうことは、大変ありがたく、おかげで（今は、母に助けてもらっている状況ではありますが）、子育てを楽しみながら仕事をする事ができています。当然、私の勤務日数

が少ないということは、まわりへの負担が増えていくわけですが、私の意見を尊重し、働かせてくださっている山口先生をはじめ事務所のみなさんには、本当に感謝しています。

子育てという後戻りのできないことだからこそ、自分の納得のいく形で子育てと仕事をできること、職場でも、そして家庭でも、応援してくれる人がいるということが、何よりもありがたく、実はこれが子育てをしながら働くにあたって、いちばん大切なことなんだろうと思います。まわりの理解がいなければ、きつと孤独で、なぜ仕事を続けるのかという仕事を始めた原点も忘れてしまうような気がするのです。その点、職場でも、家でも助けてもらいながら、子育てをできることを、大変ありがたく感じています。

3. 今後について

娘も5ヵ月になりました。今後は、少しずつ母から自立し、これまで以上に夫と話し合いを重ねながら、夫婦協力してやっていきたいと思っています。

所員全員

「やまけん組の仲間たち Part2」

大黒柱

山口健一 弁護士



夏の伊勢湾と船

山口先生の弁護士2年目から、○十年も一緒にお仕事をさせていただいてきました。弁護士歴37年、バイタリ

ティにあふれ、依頼者の方から相談を受けると、即行動、何とか解決する道がないか粘り強く交渉を続ける姿勢は20代から少しも変わりなく、「無理や、できない。」は先生の辞書には見つかりません。いつも頭の中は10チャンネルくらい同時進行で、あれこれ、指示が飛び回り、名実ともに事務所の大黒柱です。20代から変わりない超多忙な毎日も寄る年波も乗り越えて、いつまでもスーパーマンな大黒柱です。(事務局 塚本美幸)

ジェントルマン

東尚吾 弁護士



葛城山

なことに軽いフットワークで仕事をこなし、依頼者の方にも辛抱強く優しく接する先生は、弁護士という職業がぴったりと思います。

また、忙しい日々のなかでも、時間をやりくりして、奥様と旅行にでかけ、事務所へのお土産も買ってきてくれる優しさあふれる先生です。

困ったことがあれば、ぜひ相談してみてください。きっと、いい結果がでると思います。

(事務局 澤田智子)

妹系女子からの〜!?

藤原智絵 弁護士



I Love Hat

初めて担当することになったとき、とっても「女子」だとやりにくいという印象でした(私がおっさんのなので)。誰よりも繊細で、気遣

いがすぎるくらい優しく、「可愛い妹」的なイメージ、ありませんか? そんな一面があるのは事実ですが…。蓋を開けると、猪突猛進、スピーディにすごい馬力でバリバリ仕事を回す人。サバサバしていて、変なものが大好きで、「どこのおっさんや」と突っ込みたくなる一面も。そんなイメージ意外ですか!? 私にはそれこそが「The 藤原智絵」弁護士です。

(事務局 近藤裕子)

ひまわり 向日葵のような笑顔

枝川直美 弁護士



嵐山散策

いつも元気いっぱいの枝川直美先生。事務所で弁護士の仕事を始められ、あつという間に2年半になります。

三姉妹で育った先生は、去

年の12月に徳島のご実家に里帰りして、今年の1月に出産され、女の子のママになりました。4月からお仕事に復帰しました。今は、お仕事と子育ての生活を両立すること、毎日忙しくがんばっています。

(事務局 北野佳名子)

いつもお世話になって いますが、一つだけ。

——塚本美幸さん



事務所内のいちばんのベテラン事務局として、(世話しない所長をうまくコントロールしている)その落ち着いた仕事ぶりに、私も、日ごろ、頼りにさせてもらっています。

ただ、突然、手に包帯をぐるぐる巻いていたりして心配するのです。「実は、おっちょこちょいな面もあるのかな?」と思ったりします。思ったことを、そのまま直接言うのも失礼なので、今回いい機会なので、勇気を振り絞ってそのまま書いてしまいました(もっと失礼?)。

お怪我には気を付けて、今後よろしく願います。

(弁護士 東 尚吾)

心遣いが素敵です

——北野佳名子さん



依頼者の方々をお迎えする事務所の顔、北野さん。

実は、書道の名人でもあり

あこがれの人

——近藤裕子さん



法律事務所で勤続10年以上の経験を持つ近藤さんは、実務にも様々な分野にも精通され、頼れる存在です。正確で緻密な仕事ぶりを尊敬しています。

しかし、それだけではあり

ます。私が出産した際には、

その達筆を生かして、命名の色紙をプレゼントしていただき、それが我が家の宝物になっています。娘のことをよく気にかけてくださる、その心遣いも素敵です。

また、旅行好きで、国内、海外問わずいろいろなところへ行く、アクティブ派でもあります。次の旅行の話聞くのが、今から楽しみです。

(弁護士 枝川直美)

ません。旅行の話も、お料理の話も、運動や電子機器の話も、何を聞いても詳しく、プライベートではマラソンに旅行、野球観戦にと、充実されていて行動的。そして、迷ったときには相談にものってくださいます。視野が広くて話題が豊富、いつも明るく所員を気遣ってくださる、近藤さんはそんな方です。

入所当初から所内に響いていた、山口先生の「近藤さん!」もすっかり定着してしまいました。山口事務所ではきつと、これからも近藤さんと呼ぶ声が絶えません。

(事務局 小泉ひとみ)

仕事も文字も 師範級

——澤田智子さん



「かゆいところに手が届く人」と言うのが、澤田さんのすべてです。決して出しゃばるわけではなく、しかし、仕事のポイントはきちんと押さえていて、時にはちゃんとほめてくれる。そんな弁護士を的確にフォローしてくれます。いつもにこにこしていて、しかも仕事は確実。

そして、特技の書道は師範。澤田さんが書いた連絡ノートやメモ、どれを見ても誠実さがそのまま美しい文字に現れていて、思わず「きれいな字やなあ」と見とれてしまいます。

来年1月には、めでたくママになる予定です。

(弁護士 山口健二)

見た目だけでは 分かりません

——小泉ひとみさん



その声から立ち振る舞いから、事務所一可憐な小泉さん。藤原が猛進するイノシシだとしたら、小泉さんはツリガネの花といったところ。

ところがどっこい、そんな彼女は芯の強いがんばり屋さん。事務所に入ってはや4年目。学生からの就職で当初は慣れなかった法律事務も、今ではスイスイこなし、枝川弁護士の最良のパートナーです。しかも最近ではあのハードなフットサルに夢中とか。彼女に比べれば筋骨隆々な藤原もビククリです。

これからもその可憐な姿に隠された持ち前の粘り強さに期待です。

(弁護士 藤原智絵)



ルールが異なり、コートが狭く、試合展開が早いため、足技が意味を持ってき

気分転換にと言われて始めたフットサル。週末に住之江のフットサルコートで汗を流しています。今ではすっかり夢中、参加した週末は筋肉痛です。フットサルは、人数が5人、スローインはなし、などサッカーとは少し

フットサル 始めました

小泉ひとみ

ます。一緒にさせていただいているチームの方々は経験者の人が多く、厳しい位置からでも体勢を立て直してどこからでも勝負をかけ点を入れる様は圧巻です。でも、私はついていくのに必死。今まで個人競技しか経験のない私は、予測したとおりには展開しないチームプレーの難しさを実感しています。それでも、相手の動きを見て、チームの動きを見て、繋いで繋いで繋いでもらって、1点を入れたときの感覚。『やった!』と思わず叫んでしまっています。今は、任されたポストとトラップのプレーができるようになることに終始していますが、少し上達してチームに貢献できたらと思っています。今

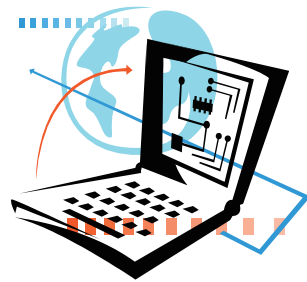
編集後記

「法律事務所はカタい…」というみなさまに、所内の「人間」情報を少しでもお届けできれば良いなと思います。今後も「こんなことやりたい!」とか「こんなご希望をお持ちしています。暑さ本番、ご自愛ください。」

(近藤裕子)

はワールドカップを見ながら研究中。忙しい仕事の合間で集まって気分転換の貴重な時間を持たせていただいていることに感謝しています。

ホームページが できました!



みなさま、長らくお待たせしました! 事務所設立23年目の今年、はじめて山口健一法律事務所のホームページ(HP)ができました!

このオンライン時代、弊所の情報がインターネットで検索できず、これ以上みなさまにご不便をおかけするわけにはいかない。そう思い立ったが今年1月、試行錯誤の末に、5月初旬に新HPが無事完成となりました。

現在の主なコンテンツは、弁護士紹介を掲載した「事務所紹介」、取扱事件が一覧で分かる「取扱分野」、費用等の疑問にお答えする「費用・顧問契約」、そして「アクセス」です。「事務所だより」最新号も、インターネットでご覧いただけるようにいたしました。(藤原智絵)

どなたでも気軽にアクセスしていただき、もっと当事務所を知っていただきたいと思います。そして、ひとりでも多くの方のニーズに、一生懸命お応えしたい、そのような思いで、今後もHPの改訂を行ってまいります。

ぜひ、一度、下記URLをクリックしてご覧ください。

<http://yamaguchi-law.jp/>

または「山口健一法律事務所」で検索してください。

HPに対するご意見も、お気軽にお寄せください。今後とも山口健一法律事務所をよろしくお願い申し上げます。

業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00

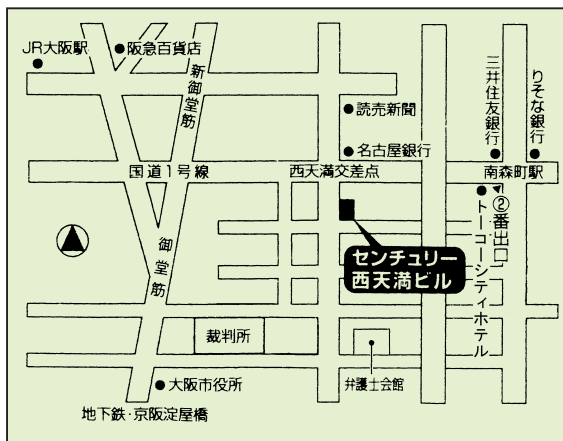
ただし、弁護士の予定により、18時以降の業務もあります。

休日＝土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、留守番電話が皆様からのメッセージをお受けしております。Eメールもご利用ください。

夏期休暇のお知らせ 8月15日(金)

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願い致します



地下鉄南森町駅②番出口を出て、国道1号線沿いに西へ直進、4つ目の信号(西天満交差点)を左折す。駅から徒歩約7分。